

参加表明に関する質問に対する回答(第2回)

	質問内容	回答	回答日
1	資料：実施要領2ページ 項目：4 資格要件 (3) 業務別の参加要件 ①設計・工事監理業務に当たる者 ア 分担業務分野 内容：分担業務分野の分類は「建築」「電気設備」「機械設備」に区分し、分野ごとに担当技術者を配置することとありますが、各担当技術者は主として設計業務を行う設計事務所（設計の管理技術者を擁する事務所）の協力事務所の担当者でよろしいでしょうか。	「協力事務所」がJV構成員であり、①の業務に当たる「者」として担当者の一区分を受け持つケースであれば認められる。	令和6年5月13日
2	資料：実施要領2ページ 項目：4 資格要件 (3) 業務別の参加要件 ①設計・工事監理業務に当たる者 ウ 入札参加資格 内容：入札参加資格要項第7条第1項の規定による建築設計業務にかかる入札参加資格の認定は、前述した主として設計業務を行う設計事務所が資格を得ていれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	貴見のとおり	令和6年5月13日
3	資料：実施要領3ページ 項目：3 (3) ①ア 分担業務 内容：分野ごとに担当者を配置することとありますが、担当を兼務してもよろしいでしょうか。建築・電気設備・機械設備の全てを兼務することが不可の場合は、電気設備・機械設備のみ兼務することはできませんでしょうか？	貴見のとおり	令和6年5月13日
4	資料：実施要領3ページ 項目：3 (3) ①カ (イ) 各分野の担当技術者の資格 内容：・・・建築設備士等の記載がありますが、設備一級建築士でもよろしいでしょうか。	貴見のとおり	令和6年5月13日
5	資料：実施要領6ページ 項目：6 (2) ア (オ) 責任者・担当者経歴書 参加表明時の責任者・担当者経歴書は代表となる方のみの提出とありますが、共同企業体代表者のみの提出でよろしいでしょうか。	貴見のとおり	令和6年5月13日
6	資料：なし 項目：なし 参加表明後の提案参加辞退は、企画提案書提出までは、ペナルティー無しで可能で間違いは無いでしょうか。	貴見のとおり	令和6年5月13日
7	資料：実施要領6ページ 項目：6 (2) ア (カ) 一級建築士事務所登録通知書の写しは、設計・監理業務を担当する企業のみ提出でよろしいでしょうか。	貴見のとおり	令和6年5月13日
8	資料：実施要領6ページ 項目：(2) ア提出書類 (オ) 責任者・担当者経歴書(様式4) 内容：この書類はJVの代表企業のみ提出でよろしいでしょうか？	「(2) 参加表明書等の提出」時点では貴見のとおり。「(5)企画提案書等の提出」時点ではJV全構成企業についての提出を必要とする。	令和6年5月13日
9	資料：実施要領6ページ 項目：(2) ア提出書類 (オ) 責任者・担当者経歴書(様式4) 内容：担当者は、配置技術者の「監理技術者」がよろしいでしょうか？または、参加申込書の「担当者」と同一でもよろしいでしょうか？	必ずしも配置技術者と同じである必要はなく、参加表明書の「担当者」と同一である必要も無い。	令和6年5月13日

10	<p>資料：実施要領7ページ 項目：(5) 企画提案書等の提出 ア提出書類(カ) 内容：「※各技術者等の資格や従事した経歴等がわかる資料を添付する。」と書かれておりますが、参加表明時の様式4の提出にはこの資料を求める記載がございません。参加表明時は資料の添付をせず、企画提案書等の提出時に添付すればよろしいでしょうか？</p>	<p>貴見のとおり</p>	<p>令和6年5月13日</p>
11	<p>資料：実施要領9 契約の締結について 内容：(1)仮契約(2)本契約について、電子契約での契約は可能でしょうか？</p>	<p>電子契約での契約は不可能です。</p>	<p>令和6年5月13日</p>